

DVによる離婚をめぐって

北仲 千里

NPO 法人全国女性シェルターネット 共同代表
広島大学

1. ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence, DV)とは

「ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence (DV)」とは、夫婦や恋人など、親密な関係にある人(あった人)から脅迫、侮辱、非難、抑圧、殴るなどさまざまな方法で自由を奪われ、人間としての尊厳を否定され、支配されることをいう。

*Intimate partner violence (IPV), Domestic Abuse(DA)とも呼ばれる。

*親から子どもへの虐待等を含む家庭内暴力全体を指すものではない。むしろ、児童虐待などとは違うものとして指し示された言葉。さまざまな家庭内暴力全体をさすなら「ファミリー・バイオレンス」

「DV」という概念自体は、性別を問わずにあてはめられる(日本のDV防止法でもそのようになっている)。数は少ないが、男性の被害者も、同性カップルの問題もある。

同時に、こうした被害を生じさせるジェンダーの社会構造の視点から対策を考えていくことが重要である。

国連などでの「ジェンダーに基づく暴力(Gender-based Violence) / 女性に対する暴力(Violence Against Women)」とは：

DV や性暴力などが女性に対して行われやすい状況に焦点を当てたものであり、性器切除や酸攻撃、名誉殺人、ダウリー殺人、幼児婚、戦時性暴力など様々なものを含んでいる。日本での主要な問題としては DV、セクシュアル・ハラスメント、様々な性暴力、ストーキングなどがあげられる。

「性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる行為、あるいはそうなる恐れのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わない」

第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」,1993

○これは、「女性問題」ではなく、むしろ男性の問題

圧倒的に女性や少女が被害者になる

セクシュアル・マイノリティも攻撃、暴力、いじめの対象になる

男性は DV や性暴力の加害行為を行う人物に育てられがちで、男性が DV セクハラなどをし

ても許されがちである。

- これは、極端で周縁的な、逸脱的事例なのではなくて、
本当に、たくさんの女性が、これによって人生を狂わされている。
性別にかかわらず、人々が人生のいろいろなチャンスを享受し、健康に、安心して生きられる社会にするために、重点的に取り組まなければならない問題。

2. DV とは実際どんなものか

○DVの本質は、支配・コントロール

身体的暴力とイコールでもないし、対等な夫婦の夫婦げんかとも同じではない。

ドメスティック・バイオレンスでは、いろんな方法をつかって、相手を自分のペットか奴隷のように虐待し、相手の気力や自己決定を奪っていく。

身体的暴力（殴る、蹴る、壁にものをぶつける、熱湯をかける、首を絞める）

行動の監視・コントロール・束縛（しょっちゅう携帯メールなどで行動を報告させる、誰と会ってもいいか許可したりする、外出を制限する、着る服も命令する、すぐ浮気を疑う）

精神的ないじめ（ひどい言葉で相手をバカにする、車から突然降りろと言って置いていく、怒鳴る、相手の話をいつも無視する、ストレスのやつあたりをする、予想もつかないことで怒り出し責められる）

経済的な搾取（借金をさせる、携帯代は全部払わせる、高いプレゼントを要求する、家族なのに生活費をくれない）

性的な暴力（避妊に協力しない、相手の意思を大事にせずに無理やりなセックスをする、妊娠しているのに大切にしない）

「なぜ別れないの」と世間の人には思いがちだが

「逃げられるはずがない」という心理にはまりこんでいる

自分よりも、相手のことを心配したりしている

個人的なことであり、他人には話せないこと

生活のこと、子どものことなどが気がかり

また、身体的暴力だけでなく、精神的な支配・性的暴力は深いダメージを与え、相手から離れた後も被害者の回復がなかなか容易ではない。就労や生活再建の途は多難。

参考 内閣府「配偶者等からの暴力に関する事例調査」2002年 より

「(被害者の) 当時の心理状況」

もし家を出たら、相手が追いかけてきて私はきっと殺される	52人
誰も助けてくれる人はいない	51人
裁判や警察などは自分を助けてくれない	49人
暴力をふるわれていることを誰にも知られたくない	48人
私ひとり、または子どもと自分だけで生きていくことができるか不安	47人
今はひどいが何とか状況をよくすることができる	47人
家族は一緒にいるべきである	46人
相手が暴力をふるうのには私に非があるからである	45人
家族全員が幸福に暮らすという理想からはずれることが不安だ	44人
相手を助けることができるのは私しかない	39人
たとえ暴力をふるう親でも、子どもには父親が必要だ	38人
自分より相手のことがかわいそうだ	38人
暴力をふるっていない時の相手はとても魅力的だ	37人
もし別れたら相手は自殺するかもしれないのでこわい	24人

加害者の思考や行動の特有さ

独占欲・支配欲

DV加害者は、特定の年齢や社会的地位にだけ存在するものではない。

DV加害者は、誰に対しても暴れたり、攻撃したりする人だとは言えず、親密な相手にだけは、そういう態度をとるのだと指摘されている。

自分は凄いだぞ、ここにいるんだぞと見せたい、誇示したい

話し合いではなく、暴力で解決すること、一方的に押し付けることを学習している。

(キャッチボールではなくドッチボール)

加害者の愛情と独占欲の混同。→ 別れ話に逆上

「裏切られた」「恥をかかされる」「メンツをつぶされる」

相手へのコントロールを取り戻したい(元のさやに戻って何も問題が無かったことにしたい)。急に優しくなったり、謝ったりして戻ってきてくれと懇願する

どこまでも追いかけて探し出そうとする(DVとストーカーはほぼ隣接した問題)

→ それが無理なら、より激しい暴力、その果てには“別れ話のもつれ”殺人

3. DV 被害者の支援

【典型的な支援の流れ】

被害下での相談・気持ちの整理・意思決定の援助

避難・安全の確保（緊急シェルター）（保護命令申請）その後（母子生活支援施設など）

新しい住宅へ転居（住所を移さない、又は住所を秘匿）（生活保護等の支援を受け転宅）

仕事探し・就労 回復・治療

この過程でむしろ子どもの心の問題も生じる

これらが一旦落ち着いてから、離婚の手続

（家裁の調停、弁護士相談、裁判離婚など）

*DV 防止法の保護命令

婚姻・内縁+「生活の本拠を共にする関係」が対象

「暴行罪又は傷害罪に当たるような暴行を受けたことがあるか 又は 生命・身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがあり、今後、配偶者からの身体に対する暴力によりその生命身体に危害を受けるおそれ大きいときに」 出される

4. DV と離婚

(1) DV 家庭と養育費について

参考「国民生活基礎調査」 厚生労働省より

	総所得 (万円)	稼働所得 率	児童手当等	総所得 (万円)	稼働所得 率	児童手当等
年	2018(H30)			2015(H27)		
全世帯	552.3	74.3%	3.1(0.6%)	545.4	74.0%	3.4
児童のいる世帯	745.9	92.1%	14.3(1.9%)	707.6	91.4%	14.1
母子世帯	306	75.5%	30.1(9.8%)	270.1	79.2%	31.7

2010年のデータでは「母子世帯」平均年間所得は262万円6千円で、全世帯の平均所得額以下の割合は95.1%

「現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。」2019(R元)年

母子世帯 「大変苦しい」41.9% 「やや苦しい」44.8%

「普通」10.4% 「ややゆとりがある」2.9%

*この調査で用いられている「母子世帯」：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養

子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

○母子家庭は貧困の傾向が強いが、DV 被害を受けて避難した母子はその中でも最も厳しい貧困に苦しんでいる。

なぜなら、

①養育費などを夫から受け取れないことが多い。

・まずは逃げる、見つかって連れ戻されないことを優先するから
暴力から避難し、追跡や再度連れ戻されることを恐れ、養育費の丁寧な交渉や、継続的な交渉を安全に行うことが難しく、養育費受け取りをあきらめがちになる。

・加害者である夫の方も、払わない。

何回かだけ振り込んで途切れたり、「養育費を払うなら、居場所を明かせ、子どもに会わせろ」などとバーターにされたりする。

・もともと対等に話し合える関係に無く、経済的 DV や精神的 DV によって、そもそもいくら収入や貯金があるかを被害者が把握して交渉することが難しい。

②安定した十分な収入を得て暮らしていくのが難しい。

・DV 被害女性やその子どもは、精神的な回復支援、治療が必要で、すぐには働けない。
子どもは進学や習い事などをあきらめ、また食事さえも十分にとれないことに。

◆ 国や自治体が養育費を確実に支払わせるような仕組みを作っていただきたい。

額の取り決めを第三者（裁判所等）が援助すべき
（居場所の開示や子の面会とバーターにしない）

(2) DV ケース (=児童虐待) の範囲を 矮小化・「例外」扱いすべきではない

離婚するカップルの関係性のイメージ

表面化している DV	隠れ DV	対立・葛藤	協力・話し合いができる 【2割?】
------------	-------	-------	----------------------

*現在でも離婚後に話し合いや協力した子育てができる関係については、制度化は不要
話し合いや協力ができない関係にとっては、面会交流・共同養育は困難

(1) DV 被害者の親と子にとって、面会交流に伴う出来事は「DV/虐待行為」が続くこと

現在ですら「原則実施」で非常に苦しんでいる。DV と主張しても (DV と認められても)、面会交流は実施するように裁判所、弁護士などから言われている。

離婚成立や養育費とバーターにされている

→ アンケートなどからの生の声 (資料 1)

(2) 同居中も、避難後も子どもたちは調子が悪くなり、苦しんでいる

(ここの回復支援の施策がない)

- ◆ 子どもの状況や意思から判断する (柔軟に判断し、またその後も変更していく) ということが重要で、離婚の「子どもへの影響」をどのように把握し、何を根拠に判断していくのかについて論点整理と根拠の議論がされるべき。

DV を見ていた子どもへの影響 (H27 広島市 調査) (n=25)

人の顔色をうかがうようになった	44.0%
暴力的になった	36.0%
急に甘えるようになったり、赤ちゃんがえりをした	28.0%
以前に比べて元気がなくなり、口数が減った	20.0%
わがまを言わなくなるなど、遠慮するようになった	16.0%
引きこもりがみられるようになった	8.0%
その他	20.0%
変化なし	12.0%
無回答	24.0%

(資料 1) 支援者・被害当事者への調査から 主に面会交流・養育費・調停や裁判
実施：全国女性シェルターネット*非公開

(資料 2) 「性的 DV・パートナーからの性暴力についての声明」
全国女性シェルターネット